

(平成14年2月1日受付)
静岡県環境部自然保護室(野生生物係担当)

生物多様性国家戦略の見直しにあたっての要望

< 地方と全国での保護方針の調整について >

現在本県では、県版レッドデータブックの作成作業を行っているが、環境庁による選定状況と取扱が違ってくる場合、県の実情を優先した形で取り扱うことにしている。しかし、このような対応が各地方自治体でなされ積み重なれば、将来的に全国的な観点での生態系バランスに支障をきたしていくことも想定される。従って、地域レベルでの生物多様性保全の必要性に言及するならば、そのような事態に陥らないよう地域と全国での生物多様性保全の方向性について調整されるべきであると考え、指針などの形で示していくよう要望し、その根拠となるべき文言の国家戦略への記載を御検討願いたい。

< 調査の必要性及び在り方について >

前述した調整を具体化するには、地方から全国レベルにいたるまで、膨大な量の基礎データの集積と更新が必要であり、調査のマニュアル化、体系化及びルーチン化がなされることが課題と考える。例えば、人畜の伝染病予防に関する分野では、疾病浸潤状況のスクリーニング調査及び疾病発生時の対応等が体系化され、法的・技術的・財政的に整備されているものと思われるが、エコシステムアプローチの実現のためにも、地方自治体を中軸にこのようなシステムの整備を急ぐ必要があるのではないか。しかし、地方レベルでは独自の判断でそのシステムの構築に着手することは難しいので、根拠となるべき文言の国家戦略への記載を御検討願いたい。

< 生物多様性保全の理念について >

生物多様性国家戦略は、実際的事であること、世界的視点で作成されること等が求められているものと思われるが、理念の段階から、大陸的合理主義を偏重しているように感じられる。日本の伝統的自然観は、利用の可否に関わらず自然はもともと共に在るものと捉えており、自然の保護管理に行き詰まったときに立ち返るべき観念であると考え。この自然観に根ざしたランドデザインを推進していくことにより、より魅力在る国土が構築され、結果的に世界的レベルでの生物(生態系)の多様性保全に貢献すると思われるので、是非、理念の段階でこの伝統的自然観を継承していく必要性について言及して頂きたい。